

(別紙 3)

「輸入種苗検疫要綱」(昭和 53 年 9 月 30 日付け 53 農蚕第 6963 号農蚕園芸局長通達)一部改正新旧対照表

下線部が改正箇所

改 正 後			現 行		
別表 3 (第 1 2 関係)			別表 3 (第 1 2 関係)		
1 ~ 3 〔略〕			1 ~ 3 〔略〕		
4 選別による消毒方法の基準			4 選別による消毒方法の基準		
検疫有害動植物の種類	選 別 程 度	摘 要	検疫有害動植物の種類	選 別 程 度	摘 要
種子に付着する麦角	〔略〕	〔略〕	種子に付着する麦角	〔略〕	〔略〕
種子に付着する菌核	〔略〕		種子に付着する菌核	〔略〕	
種子に付着するダイズ紫斑病菌等	〔略〕		種子に付着するダイズ紫斑病菌等	〔略〕	
種子に付着又は混入する土	〔略〕	〔略〕	種子に付着又は混入する土	〔略〕	〔略〕
生植物の地下部から発見されたキタネコブセンチュウ等	〔略〕	〔略〕	生植物の地下部から発見されたキタネコブセンチュウ等	〔略〕	〔略〕
球根に付着するヒアシンス黄腐病菌等	〔略〕	〔略〕	球根に付着するヒアシンス黄腐病菌等	〔略〕	〔略〕
球根に付着するゴミコナダニ及びフザリウム病菌等	ゴミコナダニ(同様の加害形態をもつ検疫有害動物を含む。)が付着しており、かつ、り病している球根その他り病球根が 1 % 以上あるときは荷口全体の選別	〔略〕	球根に付着する <u>ロビンネダニ</u> 、 <u>ゴミコナダニ</u> 及び <u>フザリウム病菌</u> 等	<u>ロビンネダニ及びゴミコナダニ(これらと同様の加害形態をもつ検疫有害動物を含む。)</u> が付着しており、かつ、り病している球根その他り病球根が 1 % 以上あるときは荷口全体の選別	〔略〕
5 ~ 7 〔略〕			5 ~ 7 〔略〕		